

タクシー及び高速道路の使用基準について(通知からの抜粋)

項目	使用基準	補足説明	根拠
タクシーの使用基準	公用車や公共交通機関が利用できない場合又は利用するいとまがない場合。	「 公用車が利用できない場合 」とは (1) 公用車が空いてない場合 (2) 職員が運転できない場合 (3) 行政等への協力者に対する礼儀として、公用車の使用が不適当な場合を含む。	平成12年10月27日付け12人第267号総務部長通知「タクシーチケットの取り扱いについて」
公務上の必要性に基づくもので、右の用件のいずれかを満たし、所属長が必要と認めるとき。	公用車や公共交通機関が利用することが明らかに非効率な場合。	「 明らかに非効率的な場合 」とは (1) 公用車の場合 用務者以外に運転者が必要な場合 近距離でかつ所要時間が不明等のため、運転者を長時間待機させなければならない場合 定期的な講師の送迎等で、職員が同乗する必要がある場合 (2) 公共交通機関の場合 公共交通機関を利用した場合、タクシーを利用する場合に比べ目的地に到達するまでに相当程度(30分以上)の時間超過になる場合	
高速道路の利用基準 公用車(借上車を含む)又は公務使用時の自家用車利用の場合	所属長の権限と責任において、出張の業務内容、利用区間や時間帯を十分考慮し、公務運営上必要と認める場合。特に、自宅発着の旅行については、その必要性について慎重に考慮したうえで認めること。	「 公務運営上の必要性の判断 」とは (1) 高速道路料金の支出が県民の理解を得られるものであること。 (2) 業務の効率性を勘案すること。 (3) 高速道路の利用が一般に合理的と認められる経路であること。 「 高速道路使用の公費負担の区間の考え方 」 社会通念上一般的な利用区間であること。例えば、高知(県庁) - 須崎間については、国土交通省発表資料からみても伊野IC - 須崎東ICの利用が一般的である。 「 自宅発着の旅行について、特に慎重に考慮するとされている考え方 」 (1) 自宅発着の旅行について、その移動が通勤に類するものであることを考慮する必要があること。例えば、出退勤途中の用務などについて公費負担を行なうことは、一般的には好ましくない。 (2) 一般的には、旅行命令に従わない旅行にまで公費負担を行なうことはできない。例えば、日帰り旅行を命ぜられたが、自己都合等により宿泊した場合の復路等。 (3) 自宅発着の旅行についての公費負担は、原則として旅費と同様の考え方で、公署発着の際に利用する区間が限度となること。	平成14年9月20日付け14高行管第235号行政管理課長通知「出張時における有料道路の通行料等の公費負担の取り扱いについて」 平成15年12月3日付け行政管理課長事務連絡「出張時における高速道路の利用について」

いずれも予算の範囲内で支出できるものである。